

MSD 健保組合  
加入者の皆さまへ

MSD 健康保険組合  
理事長 池田 猛

## 個人番号（マイナンバー）の利用開始および収集方法のお知らせ



標記の件、2017 年（平成 29 年）1 月から、健保組合では、適用、給付および保険料徴収の事務において、マイナンバーを利用することになります。※1

また、2017 年 7 月からの情報連携に向けて、加入者の皆さまのマイナンバーを健保組合基幹システムおよび公的なネットワークサーバーに登録する必要があります。そのため、健保組合では皆さまのマイナンバーを収集することになりました。収集方法は、次の 3 つの方法を予定していますので、お知らせします。

収集方法	対象者	時期
① 事業主（MSD 株式会社、日本 MSD 合同会社）から入手する方法	<ul style="list-style-type: none"><li>2016 年 12 月までに事業主にご提出いただいた社員およびご家族</li><li>★ <u>加入者の皆さまに、行っていただくことはありません。</u></li></ul>	2017 年 1 月 ～2017 年 2 月
② 健保組合から加入者の方に提出依頼のお手紙を送付して、入手する方法	<ul style="list-style-type: none"><li>事業主にマイナンバーをご提出いただいていない社員およびご家族</li><li>健保組合の被扶養者であって、所得税法の被扶養者でないご家族</li><li>任意継続被保険者および被扶養者</li><li>★ <u>加入者の皆さまには、依頼状を郵送しますので、マイナンバーをご記入の上、ご提出いただきます。</u></li></ul>	2017 年 1 月頃
③ 健保組合が住基ネットに依頼して、入手する方法 ※2	<ul style="list-style-type: none"><li>上記①または②の方法で、マイナンバーをご提出いただけなかった加入者</li><li>★ <u>加入者の皆さまに、行っていただくことはありません。</u></li></ul>	2017 年 2 月頃

### （ご注意）

※1 個人番号の利用目的については、番号法別表第 1 の第 2 項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」により規定されています。

※2 健保組合が、本人の同意を得ないで住基ネットを利用してマイナンバーを取得することは、番号法第 14 条第 2 項により認められています。

本件に関するご質問は、MSD 健保組合 常務理事 永野までお願いします。

以上